令 和 元 年

第 4 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和元年８月20日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和元年第４回教育委員会定例会

１　開催日時　令和元年８月20日（火）　　午後５時０分　開会
　　午後６時１分　閉会

２　開催場所　総合教育研究所　２階　研究室７

３　出 席 者　教育長　本　多　清　峰
　　委　員　東小川　昌　夫（教育長職務代理者）
　　委　員　冨　田　敎　代
　　委　員　篠　﨑　和　則

４　欠 席 者　委　員　岩　切　ちひろ

５　説明のため出席した職員の職，氏名

教育部長	増　子　孝　伸
総合教育研究所長	萩　谷　孝　男
参事（県費負担教職員担当）	橋　　義　孝
参事兼教育企画課長	三　宅　　修
参事兼幼児教育課長	鈴　木　　功
参事兼放課後児童課長	菊　池　浩　康
学校管理課長	鎮　目　英　俊
学校保健給食課長	大　和　敦　子
学校施設課長	和　田　英　嗣
生涯学習課長	野　澤　昌　永
歴史文化財課長	白　石　嘉　亮
中央図書館長	松　本　　崇
総合教育研究所副所長	小　川　佐栄子

６　傍 聴 人　なし

７　本日の日程
(1)　報　告
　①　平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について【非公開】
(2)　議　事
　報告第４号　専決処分について【非公開】
　議案第33号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（平成30年度分）について【公開】
　議案第34号　令和元年第３回市議会定例会議案に対する意見について【非公開】
　議案第35号　水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則【公開】
　議案第36号　水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程【公開】

８　会議の概要

午後５時０分　開会

○本多教育長　ただいまから，令和元年第４回教育委員会定例会を開会いたします。

本日，岩切委員から欠席との連絡がありましたので，御報告いたします。

それでは，初めに，非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち，報告(1)，報告第４号及び議案第34号につきましては，非公開の取り扱いといたしたいと思いますが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

それでは，これより，報告を行います。

【報告(1)　平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について：非公開】

【報告第４号　専決処分について：非公開】

○本多教育長　次に，議案第33号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（平成30年度分）について，説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　それでは，資料の９ページをお開き願います。

議案第33号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（平成30年度分）について，御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定により，教育委員会は毎年，その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，議会に提出するとともに，公表することが義務付けられておりますが，平成30年度分の報告書を別冊のとおり作成することについて，お諮りするものでございます。

机上に配布してございます，別冊の報告書により，御説明いたします。

初めに，３ページをお開き願います。

報告書の作成に当たりましては，４の報告書の策定経緯に記載のとおり，５月以降に３回の教育委員会会議で御協議をいただきました。その後，７月26日に開催しました第１回専門委員会議において，教育委員会の活動状況，施策の実施状況，特色ある取組についての聞き取りが行われ，８月７日に３人の専門委員に対し個別に開催しました第２回専門委員会議において，それぞれ意見書の提出をいただいたところでございます。

専門委員からいただきました意見書につきましては，75ページから83ページにかけて記載をしておりますので，後ほど説明いたします。

また，参考資料として，84ページからは教育委員会のあゆみ，89ページからは教育委員会の機構図を付け加えまして，最終的な報告書(案)としております。

それでは，初めに，専門委員会議において，委員さんから御意見をいただき，修正した主な箇所について御説明をいたします。

初めに，17ページをお開き願います。

５の活動状況に関する評価の(2)会議以外の活動の一番下の丸になります。こちらにつきましては，

専門委員から，市民にこの報告書を公表したときに，鯉淵小学校・内原中学校分教室がどのような施設なのか説明がなければ,視察した目的が分からないのではないかという御指摘を踏まえまして，文章の冒頭に「茨城県内唯一の情緒障害児短期治療施設である『内原同仁会 子どもセンター』の『内原深敬寮』に入所している児童生徒への学校教育を保障するため,『自閉症･情緒障害特別支援学級』が設置されている」という文章を新たに追加したものでございます。

なお，専門委員の方々から，この部分以外の箇所につきましても，市民に公表したときに，市民目線で理解しにくい文言があるとの御指摘がございましたので，各々の説明は省かせていただきますが，例えば，学校運営協議会，開放学級，保育コンシェルジュなど，簡単な説明文を加えた場所がございます。

次に，27ページをお開き願います。

(ｱ)待機児童の解消及びその継続についてでございますが,「しかしながら,」から始まる段落の文章につきまして，水戸市としての課題が明確になるように表現を見直したほうがいいという御指摘があり，記載のとおりに表現を見直してございます。

また，次の項目，(ｲ)地域型保育事業の推進についてでございますが，この部分については，前回までの報告書(案)の中では，新規の小規模保育事業を10か所開設したという記載だけでございましたが，地域型保育事業の推進というソフト面の施策でございますので，新設箇所だけでなく，小規模保育事業を19か所で実施していること，また，家庭的保育事業を７か所で実施していることを，明確に記載をしたものでございます。

また，関連いたしまして，次の28ページの(2)保育施設の整備，充実の(ｲ)小規模保育事業整備の促進についてでございますが，こちらにつきましては，ハード面の施策でありますので，新たに10か所を開設したと記載することで，ソフト面の施策である，27ページの(ｲ)地域型保育事業の推進の文章との差別化を図ったものでございます。

次に，30ページをお開き願います。

(2)放課後対策事業の充実の(ｱ)放課後児童健全育成事業の充実についてでございますが，目標指標に対する実施状況及び評価が，今までの文章では明確な記載ではなかったという御指摘があり，全面的に文章を見直しております。まず初めに，目標指標に対する結果を記載し，その後，開放学級全体の状況について記載したという内容に修正をしてございます。

続きまして，39ページをお開き願います。

(ｱ)いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」の推進についてでございますが，最後の米印の部分について，専門委員から，いじめ解消率100％に向けて水戸市は様々な施策がきめ細かく実施されているが，市民がこの報告書を見たときに,「いじめ解消率：79.0％」という数字だけを見ると，取組が遅れているような誤解が生じてしまう可能性があることから，文部科学省のいじめが解消している状態の定義を記載することで理解が得られるのではないかという御意見を踏まえ，こちらの文章を追加で記載をしてございます。

最後に，59ページをお開き願います。

(2)問題行動の早期発見と非行防止の(ｱ)青少年相談員による街頭補導についてでございますが，多くの方々が関わっていることが分かるように，青少年相談員の人数を入れたほうがいいという御指摘を踏まえ,193人という人数を追加するとともに,以下の段落につきましても,研修会について，実際の状況に応じた正確な表現に修正をしたものでございます。

以上が修正をした主な点でございます。

次に，専門委員からいただきました御意見について，いくつか御紹介をさせていただきます。

資料の75ページをお開き願います。

初めに，加藤委員でございますが，75ページの一番下，保育環境について，目標設定の高さから評価は厳しくなっているが，市として責任を持って財源をかけて事業に取り組む部分も多く，取組内容は高く評価できる。待機児童の解消に向けて，問題や状況を分析した上で，適切に課題を設定して，今後も一層取組に努めてもらいたいといった意見や，76ページ(2)アの基本目標４，ここの最後の段落でございますが，目標設定についての課題として，研究事業に関する目標指標は，学習指導の充実と同じ指標，学力のテストの結果になっている。最終的に子どもたちの学習成果をテストで確認し，そのことで研究事業の評価を行っている。研究は子どもの学力テストに限らない，もっと広い学習の領域や環境の全体を範疇とし，あるいは家庭学習の状況なども対象となっている。学力向上のための基礎・基盤を支える分析や検討が研究の役割であり，そうした取組ができているかどうかが分かるような目標指標の検討をお願いしたいといった意見をいただいております。

続きまして，小島委員でございますが，79ページをお開きください。

ウの基本目標３の２段落目でございますが，学校施設などの教育環境の整備状況について，限られた予算の中でも児童生徒の安全に関わる予算について優先順位を上げて，適切に対応していただいている。また，新学習指導要領等への対応についても，ハード，ソフトの両面から，環境整備に取り組まれていることについて高く評価するといった御意見や，80ページ(3)アの基本目標７，子ども会活動の活性化については，今後の取組の方向性にもあるように，子どもや保護者から求められる組織の在り方の検討を進め，多様でかつ実質的な活動の充実が図られるよう期待したいといった意見をいただいております。

最後に，伴委員でございますが，82ページをお開きください。

(2)アの基本目標４，学力向上サポーターが各校に配置され，個に応じたきめ細かな学習指導が行われていることは，大いに評価できる。小学校での放課後学力サポート事業や中学校２，３年生を対象とした「ＳＰＯＴ　ｉｎ　Ｍｉｔｏ」をより一層拡充し，多くの児童生徒に学習する機会が提供されることを期待したいといった御意見や，83ページ，ウの基本目標６の２段落目，情操教育の充実に向けた中学校合唱の祭典は，各校の生徒たちがプロジェクト委員会を組織して企画・運営を行っており，自主性・自立性を育む上で，大変意義深い取組である。船中泊を伴う自然教室等の実施とともに，特色ある教育の取組として継続されたいといった御意見をいただいております。

そのほか多くの御意見をいただいておりますが，詳細につきましては，後ほどお目通しいただければと思います。

また，事務局といたしましては，意見書の内容を精査，検討いたしまして，今後の事務執行に生かしてまいりたいと考えております。

なお，今後の予定でございますが，本日議決をいただきました後，10月に開催予定の文教福祉委員会及び全員協議会において議会に報告し，さらには，水戸市のホームページに公開し，市民へ公表してまいりたいと考えております。

説明については，以上でございます。

○本多教育長　それでは、委員より御質問等がございましたら，発言願います。

３回の協議を経て検討してまいりましたが，今回が最終案となります。

確認ですが，この報告書は議決後に市議会へ報告するのですよね。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　はい，そうです。

○本多教育長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　ないようですので，議案第33号について採決いたします。

議案第33号について，原案のとおり，可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，よって，議案第33号は可決しました。

【議案第34号　令和元年第３回市議会定例会議案に対する意見について：非公開】

○本多教育長　次に，議案第35号　水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則及び議案第36号　水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございますが，これらの議案は関連がございますので，議案第35号及び議案第36号については一括して審議を行いたいと思いますが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

それでは，説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長　それでは，議案第35号及び議案第36号について，御説明いたします。

いずれも幼児教育・保育の無償化により，子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月１日から施行となるため，改正するものでございます。

初めに，29ページ，議案第35号　水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について，御説明いたします。

こちらにつきましては，法改正に伴い，幼児教育課の入園入所係及び施設給付係の事務分掌の項目におきまして，文言の修正と新たに創設される子育てのための施設等利用給付に関する事務分掌を加えるものでございます。

改正の内容でございますが，30ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

別表の幼児教育課の入園入所係の欄，２の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるとともに，新たに創設する「子育てのための施設等利用給付に関すること」を４として事務分掌に追加してまいります。

また，施設給付係の事務におきまして，法改正により，市町村が適切な給付を行うため，対象施設等を確認し，必要に応じ報告を求めることができる規定が設けられたことに伴い，施設給付係の欄の１を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等」に改め，２として「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関すること。」を加えて，以下，項目の番号を１つずつ繰り下げております。

施行期日につきましては，令和元年10月１日といたします。

続きまして，33ページ，議案第36号　水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について，御説明いたします。

改正の理由につきましては，議案第35号と同様，法改正に伴うものでございます。

改正の内容でございますが，34ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

別表第２の幼児教育課の部分，３の「幼児教育・保施設」を「幼児教育・保育施設」に語句の修正を行うものでございます。

次に，７の「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に改めますとともに，(1)の文中に「教育・保育給付認定に限る」を付け加えます。

また，施設等利用費の支給に関しては，先ほどと同様，市町村が適切な給付を行うため，対象施設等を確認し，必要に応じて報告を求めることができる規定が設けられたことに伴いまして，９の「施設等利用費の支給に関する事項」を加えるとともに，現行の９を10とし「特定教育・保育施設，特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等」と改め，以下，項目の番号を１つずつ繰り下げております。

施行期日につきましては，こちらも令和元年10月１日といたします。

説明につきましては，以上でございます。

○本多教育長　それでは，委員より御質問等がございましたら，発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　ないようですので，以上の議案について一括して採決いたします。

議案第35号及び議案第36号について，原案のとおり，可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，よって，議案第35号及び議案第36号は可決しました。

以上をもちまして，本日の案件につきましては，全て終了いたしました。

それでは，以上をもちまして，本日の定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後６時１分　閉会

９　議決事項

報告第４号について承認

議案第33号について原案可決

議案第34号について原案可決

議案第35号について原案可決

議案第36号について原案可決